

公布された規則のあらまし

◇静岡県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の改正に伴い、引用している法律の題名及び条項を改めました。（別表第1関係）

2 施行期日

この規則は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

(1) 行政の効率化等を図るため、受理書を廃止することとしました。（第53条、様式第22号関係）

(2) 大気汚染防止法施行規則の改正の趣旨を踏まえ、様式中の単位を見直しました。（様式第1号、様式第3号、様式第7号関係）

(3) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

静岡県立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例の改正に伴い、必要な改正を行いました。（題名、第1条、第2条、第4条、附則、別記様式関係）

2 施行期日

この規則は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県看護職員修学資金貸与規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

過疎地域等への看護職員の就業を促進するため、過疎地域等において看護業務に従事した場合における返還債務の免除に係る期間等を見直したことに伴い、必要な改正を行いました。（第9条関係）

2 施行期日

この規則は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇知事の権限の一部を保健所長に委任する規則及び覚醒剤取締法施行細則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

覚醒剤取締法に関する事務の一部を保健所長に委任することとしたことに伴い、次の規則について必要な改正を行いました。

(1) 知事の権限の一部を保健所長に委任する規則

(2) 覚醒剤取締法施行細則

2 施行期日

この規則は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県立職業能力開発施設の設置、運営及び授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

静岡県立職業能力開発施設の設置、運営及び授業料等に関する条例の改正に伴い、必要な改正を行いました。（別表第1関係）

2 施行期日

この規則は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県立農林大学校の設置、管理及び授業料等に関する条例施行規則を廃止する規則

1 廃止の理由及び内容

静岡県立農林大学校の設置、管理及び授業料等に関する条例の廃止に伴い、同条例の施行のための規則を廃止することとしました。

2 施行期日

この規則は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例施行規則及び静岡県青少年環境整備審議会規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例の改正に伴い、次の規則について必要な改正を行いました。

(1) 静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例施行規則

(2) 静岡県青少年環境整備審議会規則

2 施行期日

この規則は、一部の改正を除いて、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

静岡県手数料徴収条例の改正に伴い、減免を行わない手数料として運転技能検査手数料を加えました。（別表第2関係）

2 施行期日

この規則は、令和4年5月13日から施行することとしました。